3　前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別贈与認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十条第四項」とあるのは「第十条第五項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と読み替えるものとする。

第十五条第七号中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十六条の見出し及び同条第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「様式第二十一」を「様式第二十一」に、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「様式第二十二」を「様式第二十二」に改め、同条に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十七条第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、「様式第二十三」を「様式第二十四」に改める。

第十八条第一項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「様式第二十五」に、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「様式第二十六」に改め、同条に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十条中「第三項若しくは第十三条第二項」を「第三項、第十三条第二項若しくは第十三条の二第二項」に、「第十項若しくは第十一項」を「第十項、第十一項若しくは第十三条の三第二項」に、「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

様式第6中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、様式第7中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領2中「追加して記載する。」を「追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同記載要領3中「の額を記載する。」を「の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同様式第8中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、様式第9中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式備考中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、様式第10、様式第10の2及び様式第10の3中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、様式第11中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領3中「切り上げた」を「切り捨てた」に改め、同記載要領5中「追加して記載する。」を「追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同記載要領6中「の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、様式第12中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領4中「追加して記載する。」を「追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同記載要領5中「の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、様式第13中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領3中「追加して記載する。」を「追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同記載要領4中「の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、様式第14中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領4中「追加して記載する。」を「追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同記載要領5中「の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、様式第15中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領3及び記載要領4中「切り上げた」を「切り捨てた」に改め、同記載要領6中「追加して記載する。」を「追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同記載要領7中「の額を記載する。」を「の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、様式第16中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式備考中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、様式第17中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領2中「追加して記載する。」を「追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、同記載要領3中「の額を記載する。」を「の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)」に改め、様式第18、様式第19及び様式第19の2中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改める。

様式第20から様式第25まで中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改め、様式第25を様式第26とし、様式第20から様式第24までを1ずつ繰り下げ、様式第19の2の次に次の様式を加える。

様式第20

規則第13条の2第1項の確認に係る確認申請書

年　月　日

都道府県知事　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名　　印